

# 財務諸表に対する注記

## 1 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

満期保有目的債券 …… 償却原価法によっている。

その他有価証券  
 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
 (売価原価は移動平均法により算定)

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法について

棚卸資産 …… 最終仕入原価法による原価法を採用している。

### (3) 固定資産の減価償却の方法について

建物 …… 定額法を採用している。

什器備品 …… 定額法を採用している。

ソフトウェア …… 自社利用のソフトウェアについては、財団内における利用可能期間(5年)にもとづく定額法を採用している。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンスリース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

### (4) 引当金の計上基準について

賞与引当金 …… 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

### (5) 消費税等に関する会計処理方法について

税込方式でおこなっている。

## 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
小 計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産				
社会貢献活動資産	190,890,252		2,526,576	188,363,676
本部事務所拡充準備資金	21,000,000			21,000,000
事業構造再構築資金	10,000,000		6,278,625	3,721,375
IT環境整備資産	6,031,740		2,627,460	3,404,280
公益事業資産	487,161,942	1,604	458,310	486,705,236
小 計	715,083,934	1,604	11,890,971	703,194,567
合 計	718,083,934	1,604	11,890,971	706,194,567

※ 特定資産の増減は積立、定期預金利息及び満期保有目的債券に対する償却原価法の適用、並びに目的使用によるものである。

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産				
定期預金	3,000,000	( 0 )	( 3,000,000 )	( 0 )
小 計	3,000,000	( 0 )	( 3,000,000 )	( 0 )
特定資産				
社会貢献活動資産	188,363,676	( 0 )	( 188,363,676 )	( 0 )
本部事務所拡充準備資金	21,000,000	( 0 )	( 21,000,000 )	( 0 )
事業構造再構築資金	3,721,375	( )	( 3,721,375 )	( )
IT環境整備資産	3,404,280	( 0 )	( 3,404,280 )	( 0 )
公益事業資産	486,705,236	( 0 )	( 486,705,236 )	( 0 )
小 計	703,194,567	( 0 )	( 703,194,567 )	( 0 )
合 計	706,194,567	( 0 )	( 706,194,567 )	( 0 )

4 満期保有目的の債券の内訳

満期保有目的の債券の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
国 債 4 銘柄	260,278,655	295,041,240	34,762,585
事業債 8 銘柄	194,364,800	195,669,400	1,304,600
合 計	454,643,455	490,710,640	36,067,185

上記債券は社会貢献活動資産及び公益事業資産に含まれている。

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
給付金						
持続化給付金	経済産業省	0	2,000,000	2,000,000	0	—
給付金						
家賃支援給付金	同上	0	3,590,238	3,590,238	0	—
合計		0	5,590,238	5,590,238	0	

6 担保に供している資産

該当なし。

7 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

該当なし。

8 関連当事者との取引

該当なし。

9 重要な後発事象

該当なし。